



令和元年 10月30日 (水)
(2019年)

No. 15042 1部377円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671
近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971
経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆弁理士の眼 [178] (1)

弁理士の眼

178

登録意匠「そうめん流し器」意匠権侵害等損害賠償等請求事件

—大阪地裁平成29(ワ)8272. 令和1年8月29日(26民部)判決<請求認容>—

牛木内外特許事務所
弁理士 牛木 理一

[キーワード] 登録意匠の要部、意匠の類似、無効理由の存否、出願前公知の意匠、物理的に占める割合、特徴的な美感(観?)

器「素麺物語」を製造し、使用し、譲渡し、貸し渡し、輸出し、若しくは輸入し、又はその譲渡若しくは貸渡しのための展示をしてはならない。

2 被告は、原告に対し、104万4582円及びこれに対する平成29年9月20日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

3 原告のその余の主位的請求並びに廃棄請求及び

【主 文】

1 被告は、別紙被告商品目録表示のそうめん流し



特許業務法人
創成国際特許事務所

SATO & ASSOCIATES

会長弁理士 佐藤 辰彦*

代表所長弁理士 加賀谷 剛

副所長弁理士 酒井 俊之

弁理士 吉田雅比呂

弁理士 渡辺 暁*

弁理士 千木良 崇

弁理士 破魔 沙織

弁理士 渡辺 良幸

弁理士 船本 康伸*

弁理士 岡崎 浩史

弁理士 野崎 俊剛*

弁理士 鈴木 俊二

弁理士 小森 岳史

弁理士 塩谷 享子

弁理士 松井 茂*

弁理士 山崎 隆*

弁理士 高野 信司

弁理士 宮尾 武孝*

弁理士 白形由美子*

弁理士 藤村 明彦

弁理士 徳川 和久*

弁理士 大澤 豊

弁理士 名塚 聡

弁理士 日置 康弘

弁理士 川口 康

弁理士 堀 進*

弁理士 大橋 勇

*付記弁理士(特定侵害訴訟代理)

〒160-0023 東京都新宿区西新宿6丁目24番1号 西新宿三井ビル18階

TEL 03(5324)9810

FAX 03(5324)9820

URL:<http://www.sato-pat.co.jp> E-mail:office@sato-pat.co.jp

損害賠償請求に係る各予備的請求をいずれも棄却する。

- 4 訴訟費用は、これを5分し、その1を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
- 5 この判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。

【事案の概要】

1 本件は、原告(株式会社ハック)が、被告(時代健康研究株式会社)が別紙被告商品目録表示のそうめん流し器「素麺物語」(以下「被告商品」という。)を販売等した行為に関し、以下の各請求をする事案である。

(1) 意匠権に関する請求(主位的請求)

原告は、被告商品の意匠(以下「被告意匠」という。)は別紙意匠権目録記載の原告の意匠権(以下「本件意匠権」という。)に係る意匠(以下「本件登録意匠」という。)に類似するものであり、被告の上記行為は本件意匠権を侵害するとして、被告に対し、以下の各請求をする。

ア 意匠法37条1項に基づく被告商品の販売等の差止請求(前記第1の1)

イ 同条2項に基づく被告商品の廃棄請求(同2)

ウ 本件意匠権侵害の不法行為に基づく損害賠償金636万0810円及びこれに対する不法行為の日である平成29年9月20日(訴状送達の日)の翌日。以下同じ。)から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払請求(同3)

(2) 不正競争防止法に関する請求

ア 同法2条1項1号関係

原告は、被告商品は周知の商品等表示である別紙原告新商品目録表示のそうめん流し器「流しそうめん 風流 極」(以下「原告新商品」という。)の形態と類似の形態を使用するものであり、被告の上記行為は同号所定の不正競争に該当するとして、被告に対し、以下の各請求をする。

(ア) 同法3条1項に基づく被告商品の販売等の差止請求(前記第1の1)

(イ) 同条2項に基づく被告商品の廃棄請求(同2)

(ウ) 同法4条に基づく損害賠償金636万

0810円及びこれに対する不正競争後の日である平成29年9月20日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払請求(同3)

なお、原告は、上記各請求につき、いずれも、同趣旨の上記(1)の各請求に対し予備的併合の関係にあるとする。

イ 同法2条1項3号関係

原告は、被告商品は原告新商品の形態を模倣したものであり、被告の上記行為は同号所定の不正競争に該当するとして、被告に対し、同法4条に基づく損害賠償金636万0810円及びこれに対する不正競争後の日である平成29年9月20日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払請求(前記第1の3)をする。

なお、原告は、上記請求につき、上記(1)ウの請求に対し予備的併合の関係にあるとする(上記ア(ウ)の請求に対し選択的併合の関係にあると解される。)

2 前提事実(証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実並びに裁判所に顕著な事実。なお、本判決において書証を掲記する際には、枝番号の全てを含むときはその記載を省略することがある。)

(1) 本件意匠権

原告は、別紙意匠権目録記載の意匠権(本件意匠権)を有する。

(2) 原告の販売商品等

ア 原告は、意匠に係る物品を「そうめん流し器」とする本件意匠権を有するところ、本件登録意匠は、別紙意匠権目録の別紙本件登録意匠図面の【参考図】記載のとおり、概略、そうめんを吐水口の設けられた上部から下部のトレイ部に流すためのレール部を有するという構成を備えている(甲1。ただし、その基本的構成態様及び具体的構成態様については、後記のとおり当事者間に争いがある。以下、そうめん流し器のうち、概略の構成として本件登録意匠と同様に上部から下部のトレイ部に流すためのレール部を有するものを「ウォーターライダー型」と形容することがある。)